

**平成 30 年度 第 2 回横浜市いじめ問題対策連絡協議会**

(日 時)	平成 30 年 10 月 31 日 (水) 15 : 00 ~ 16 : 57
(場 所)	関内駅前第一ビル 2 階 210 会議室
(出席者)	前原朝子、樋渡弥子、藁科文男、渡辺利通、岩間文孝、宮生和郎、鈴木厚 (代理出席 : 汐見台中学校長 末岡洋一)、長田正剛、菅原正興 (代理出席 : 横浜市中心児童相談所支援課長 畑岡真紀)、古橋正人、宮谷敦子 (代理出席 : こども青少年局青少年育成課 今多勇友)、佐藤友也 (代理出席 : 健康福祉局福祉保健課長 大濱宏之)、前田崇司 13 名
(欠席者)	海上良太、笹平みどり、酒井勝己、(3 名)
(開催形態)	公開 (傍聴者 0 名)
(議 題)	<p>1 いじめ防止啓発月間(12 月)における取組について</p> <p>2 報告</p> <p>(1)平成 29 年度「いじめ」・「暴力行為」・「長期欠席」の状況調査結果</p> <p>(2)リーフレットの改定について</p> <p>『子供の「心」を育ててこそ安心・安全なスマホ・ケータイ』</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 情報提供 (横浜市子ども連絡協議会より)</p> <p>(2) その他</p>
(議 事)	<p><b>1 教育委員会挨拶</b> 前田部長より挨拶 (到着次第)</p> <p><b>2 会議録の確認</b> 古橋委員に決定</p> <p><b>3 協議</b></p> <p>(1) いじめ防止啓発月間(12 月)における取組について</p> <p>(宮生会長)</p> <p>最初に、いじめ防止啓発月間(12 月)における取組についてですが、前回の協議会で今年度の取組内容を御了承頂きましたが、具体的な取組内容についてあらためて事務局からご説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>【資料 1 について説明】</p> <p>(宮生会長)</p> <p>事務局よりいじめ防止啓発月間についての説明がありました。内容について委員の皆さまからご意見等がありますでしょうか。</p> <p>のぼりとポスターの掲示ということですが、第 1 回でもお話しさせて頂きましたが、それぞれの掲示場所はお分かりになっていきますでしょうか。是非職員の皆さま等、対象とされる市民の方の見えるところでの啓発をお願いできればと思います。それから地下鉄でも啓発している事。そして 1 番大きいのがいじめ防止市民フォーラムの開催という事です。第 1 回の協議会でもお話がありましたが、横浜子ども会議を今年度は年間を通して取組を行っています。その中で各区の交流会を開催しまして、その後継続して取組むことで反響があるのではないかという風に思います。このいじめ防止市民フォーラムについて何かご意見・ご質問等ございますか。</p> <p>(藁科委員)</p> <p>参加の呼びかけについてはどういうところをお願いしているでしょうか。</p> <p>(事務局)</p>

ありがとうございます。実は既にPTA連絡協議会の方には、参加をお願いしたいというお話をしていますが、本日皆さまのお机の上にも、チラシの方の配布につきましてのお願いをさせていただいています。こちらの方に必要な部数を頂ければ、みなさんの方にご送付させていただきますまして周知を考えています。また、広報よこはまという冊子を横浜市で出しています、今回そちらの方にも掲載させていただくかたちで、広く市民の方にこの取組を発信したいと思っています。また、11月25日には人権作文コンテストの横浜市大会の表彰式というのがありまして、西公会堂で行われますが、こちらも来場者にチラシの配布をしまして、こういった子どもの人権課題に興味を持たれている方にも周知をしながら広く市民の方にも来て頂きたいと思っています。昨年度の参加は約150名という事だったのですが、もっとたくさんの方にこの内容を知らせてほしいという事がありますので、本日ここにいらっしゃる協議会の皆様にも広く発信をして頂きまして、日曜日なので、なかなか参加が難しいところもあるかも知れませんが、当日ご参加いただけるようにお力添えを頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**(薬科委員)**

ありがとうございます。

**(宮生会長)**

昨年もとてもいい発表でした。子ども達が実際に、自分達の実態に沿って取り組んで発表しています。まず保護者の視点から、昨年は母親からのという事でお話があって、参加して、子どもの話を聞くとすごく分かるという事がある。いじめ防止市民フォーラムというとしこの名前を聞いた時に、どうかなと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、是非勧めて頂いて。300人は入ります。

**(事務局)**

今年度の会場は500人入ります。昨年度は横浜商業高校でもう少し小さかったのですが、今年は500人まで大丈夫なので、お力をお借りしまして。

**(宮生会長)**

300人以上を目指しているようです。よろしくお願ひします。他にご質問ご意見等ございすかでしょうか。それでは、先ほど事務局からお話がありましたけれども、人権健康教育部長・前田部長から一言ご挨拶をお願ひします。

**(前田部長)**

皆さま、こんにちは。本日はお忙しいところをご参加いただきましてありがとうございます。私は今、交通安全の功労者の表彰式に行ってきました。そういった様々な取組の時期になってきています。お話のありましたいじめ防止についての取組ですけれども、私はこの夏に横浜子ども会議の様子を見させていただきました。私も学校にいた者として非常に心を打たれました。と申しますのは、「誰にとっても居心地の良い学校づくり」というテーマは永遠でとても重要なテーマです。皆が考えさせられるテーマだなと思ひています。今年は、「誰にとっても」という言葉ですとか「居心地がいい」という表現ですよね、子ども達が本当に主体的に取り組んできた中身ですから、実際の意見交換の中で考えを出し合って、そういう事がとても良かったと思ひています。この取組については点を線にして取り組んでいきたいと思ひますし、いじめ防止啓発月間ですとか、いじめ防止市民フォーラムとかそういうところに続いていくのかと思ひています。今日この中でいろいろ協議がございすけれども、ご意見をいただいてより良いものにしていきたいと思ひていますし、お話のとおり子どもたちも学校も頑張っていますし、関係している機関の皆さまにも本当にお力添えをいただいているなと思ひておりますので、是非より良いものにしていきたいと思ひています。「機関連携」は簡単な漢字4文字ではありますが、本当に大切であり、難しい事でもあります。だからこそ、お互いののりしろを重ね合わせてそこにしっかりと子どもをのせていく事が大事だなと思ひますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。今、少し出ましたように、市民フォーラムの

会場は大きいということですし、そして何よりも子どもたちの良い言葉が出ますので、是非お近くの方、機関の方々にお声掛けを頂いてぜひご参加をして頂ければありがたいと思います。今日はよろしくお願ひします。

(宮生会長)

ありがとうございました。それでは先ほどいじめ防止市民フォーラムの事で、ちょっと私の方で質問するのを忘れてしまったのですが、テーマの「いじめの問題を自分ごととして捉え、互いに支え合う子ども社会を作ろう」ということなのですが、校長会で少し話題になったのですが、「自分のこととして捉える」の表現の方が良いんじゃないかと。つまり「他人ごと」と「自分ごと」というのは表現が分かれてしまうので、その辺ご確認の上、もし良ければ「自分のこととして捉える」とかの方が文書表現として相応しいかなと。その辺は何かありますか。

(事務局)

「自分ごと」は辞書を引くと載っていないという話を私も聞いたことはある中で、今回この言葉を設定する時も、どうしようかなという話はあったのですが、比較的孩子達に話すとき、学校の中で使われている言葉で、今回この言葉を使わせてはいただいているのですが、今そういったご意見も頂きましたので。もしこれを出すのであれば、「自分のこと」とするか、「自分ごと」とするかは、もう一度こちらの方で検討させて頂いて、変わる場合もあるという事で持ち帰らせて頂いてもよろしいでしょうか。

(宮生会長)

はい。もし一人でも違和感を持つ人がいたら気を付けた方が良いのかなと思いましたので。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。

(宮生会長)

市民フォーラムのところですが、小中学校代表は、上郷中学校の代表でよろしいですか。

(事務局)

小中学校の代表は上郷中グループという事になっていまして、あと、高校はろう特別支援学校ですね。学校関係・地域のところで、六ツ川中ブロックの専任教諭を考えています。

(宮生会長)

そうしますと、ろう特別支援学校のお子さんの話をする時には、手話をという事になりますか。

(事務局)

実際に手話通訳の方に向かい側に座って頂いて、そちらで手話をやって頂いてということを用意しています。昨日打合せをしてきところなのですが、とてもやる気のある男子生徒で、私がやりたいですと。二人発表する中で「どちらがやって頂けますか」という話をしたところ、「私がやりたいです」とすごく意欲的におっしゃっていた生徒さんでしたので楽しみにしているところです。御本人の話を、どういう風に議論に参加して頂いている方に伝わるようにできるかなというところを、検討していかなければいけないと考えているところです。

(宮生会長)

是非、そこのところは打合せ後、教えて頂ければと思います。よろしくお願ひします。では、関係機関の団体が、是非12月2日にご参加いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、3の報告に進みます。先日発表となりました29年度の「いじめ・暴力行為・長期欠席」の状況調査結果、併せてリーフレットの改定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料2、資料3について説明】

(宮生会長)

それではまず、暴力行為・いじめ等の結果について事務局からご説明がありましたけれども、それぞれの団体の方にも是非ここでご意見等や感想等いただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(岩間委員)

横浜の場合はフリースクールに通うと学校は出席扱いになっていると思うんですけど、それは不登校になるのか出席になるのかどちらに入るのですか。

(事務局)

ケースバイケースがあると思います。保護者のご要望に合わせて、総合的に判断しています。

(宮生会長)

いじめの問題とはちょっと違うところに行っているかもしれないのですが、長期欠席の調査結果というところで大事なところなので話をさせていただきました。それでは調査結果について薫科委員からご意見があるようですが、どうでしょうか。

(薫科委員)

調査は同時期で全部一緒にやるのか。例えば長期欠席などいじめによって長期欠席もあるのかな、と思いますが、この三つの調査をそれぞれ細かく分析することは可能なんですか。まず、一緒に調査したのかどうかですが。

(事務局)

この調査自体は、項目が40ページぐらいに渡っているエクセルのシートで、全て同時に行っています。

(薫科委員)

分かりました。

(宮生会長)

調査も大分精度が上がってきていると思います。児童支援・生徒指導専任教諭がしっかりと学校の状況を見て数値を決めて行き、また学校長がしっかりとそれを判断している。特にいじめについては、毎月学校いじめ防止対策委員会を開いたうえで、解消しているかどうかを必ず校長がチェックした物を教育委員会に送るというシステムになっていますので、ほぼ間違いのないもので提出されています。

(事務局)

それに補足して、6ページのところをご覧いただきたいのですが、不登校の要因と考えられる状況という(2)の表があります。この中にいじめという項目もあります。全ての不登校になっている4,459名の児童生徒に対して、どの分類なのかを学校が当てはめていきます。1番の学校関係におけるいじめから、その他のところまで合計すると、4,459件。これで100%です。その中で、学校関係で人間関係に課題を抱えていると思われるお子さんが、どういう状況が学校・家庭にあるのか、それとも学校や家庭以外に何か状況があるのかという見方を複数回答しています。ですから、学校における人間関係に課題を抱えているというお子さんが、いじめだけで不登校30日になった場合には、これは重大事態、不登校重大事態という調査対象になる事案になるのです。そういうお子さんもいます。ただ、いじめで、例えば3日間休んだ事はあったのだけれども、その他の27日以上は違う課題で休んでいるという事も現実的にはあります。

(宮生会長)

今、話されましたように、3つの調査をしっかりと、分析して同時にやっていますので、その分析結果を提示して頂いているとお考えいただければよろしいかと思います。

(古橋委員)

この調査について当然なのでしょうけれども、横浜市立小学校・中学校ですよね。私立の場合は県ですか。

(事務局)

はい、直接県がやっています。

(古橋委員)

例えばその中で、私立と公立の違いとか、横浜の市立の特色というみたいなものはその調査の中に出てきているものなののでしょうか。

(事務局)

県は県で、その調査結果の公表をしています。横浜市と同じようなもので、もっと細かいデータ集を出していて、国は国でまたそれを出しています。横浜市は小中学校でしかこういった数字は公表していないのですが、若干その違いが出てきます。例えば、今年から文部科学省の指導で政令市ごとの暴力行為等の件数を出すことになりました。そういったものを見ると若干、横浜市の小中学校だけで公表した数字と違っていています。それは何故かという、そこには特別支援学校や高等学校の分が含まれているからです。県で出したものも若干違うのは、県で出した中には市立学校や国立学校が入っていたりして、若干違うのですけれど、ほとんど私立の学校は、暴力行為や長期欠席といった数字は上がっていません。いじめはちょっと分析していないので分かりません。それは学校が調査をしてあげるものなので学校が出さなければ出てこない数字です。実際に私立だけのデータはございません。私の手元にはないですし、文部科学省は調べれば分かるのでしょうかけれども、公表はしていません。

(古橋委員)

今のお話をお聞きして、それが実態を上手く把握しているものなのか、私立の学校が指導的にうまく機能していていじめ等が発生していないのかという事が分からない。もし本当に私立の対応が良いのであれば、公立の学校も取り入れられるべきものは取り入れていくと良いと思いましたが。ちょっと今のお話だと実際のところが分からないので。

(宮生会長)

全国のという事になると未調査という事になりますので。

(事務局)

私立の学校は調査対象にはなっていますので、調査は出て来ていると思うのですが、一つ例えば、長期欠席等でいえるのは、私立の学校は選んで行っていますから、小中学校にしても長期欠席が続いた場合、本当に来る気があるんですかという事で、変な話ですが公立への学校へ行く事も出来る訳です。行きたくなければ私立は辞めますという事が出来てしまうので、そうするとひょっとしたら長期欠席には入らないのかもしれない。

(宮生会長)

こんな話もあります。前々回にも出たのですが、市立の小学校でも中学校でも、実態としては、私立に行けなくなったお子さんが来るということもあります。また、私立の学校から公立の学校に視察にも時々来るようなこともある。いじめ問題や学級崩壊、発達障害のあるお子さんの対応を公立学校から学びたいという私立もあります。ですから困っている私立の学校もあるという事は承知しています。もちろんうまくいっている学校もあるし、それぞれ工夫はされているのでしょうけれども、子どもはそんなに甘いものじゃないなというのは感じます。それは私立の調査の大きな難しいところだと思いますので。ほかにありますでしょうか。調査についての感想・ご意見等。

(鈴木委員代理：末岡氏)

学校としてはこの結果は、分析されたとおりの受け止め方をしていくという事で大事にしています。ところで、発表されたところで、市民の方々はどのようなリアクション・反応があったのか、むしろ反応があればまたそれを声として生かしていく必要があるのかなと思いますが、そういった点は何かありましたか。

**(事務局)**

今回この発表が、国・県・横浜市と同時に 25 日に発表し、26 日の朝刊に多く載っています。私たちとしましては、様々な数字が全て昨年度を上回っているということから、横浜市はどう映るのか危惧をしていました。特に暴力行為に関しては、さっきも申しましたとおり、20 市ある政令市の中で一番多いです。そういった事に関してもそうですし、いじめに関しては多く認知した方が良いという風潮になっているんですけども、横浜市は逆にいうと少ないです。多いところで大阪市は 17,000 件認知しています。仙台が 18,000 件、新潟市が 15,000 件、仙台が 13,000 件、このように 1 万件を超える認知の政令指定都市もあるわけです。その中で、横浜市は 4,849 件というのは、少ないかもしれません。政令指定都市の中で比べて長期欠席も同様に非常に多い部類です。そういった意味でどういう見え方をするのかと思っていただけですけども。マスコミ・報道でどういう事が多く書かれたかという、暴力行為や不登校は多少書かれましたけれど、やはりいじめです。いじめという言葉が、新聞の中では相当多く出ています。いじめは最大 41 万件ですとか、これはいじめ認知最多更新ですとか、いじめ 41 万件というのは見出しとして残っています。県内も 19,997 件で過去最多ですとか。やはり、関心事はいじめだという認識を持ちました。深刻、いじめ減らずというように新聞等は書いているという事は良く分かりましたし、もちろんそういう対応が当然ながら迫られている、今求められていることが分かりました。ただ、新聞を見られて市民の方から、翌日の金曜日以降電話は一本もありません。この報道等を見ての様々なご意見というものは今のところいただいているはいない状況です。

**(宮生会長)**

事務局にはそういうことはないという事ですが、関係機関のみなさまのところには、調査が公表されてから何かありましたでしょうか。特にありませんか。何かを取り上げられたときに反応として出てくるかもしれませんけれども、今のところはないというところですね。小中学校でも特にないですね。ではよろしいでしょうか。

調査についてまた何かありましたら、この後をお願いします。では、リーフレットの改定についてお願いします。

**(事務局)**

今回の問題行動調査の中で、ネットいじめのことについて、先ほど説明させていただきました。そこにも多少関係してくるのですが、横浜市としては、各学校に保護者向けのリーフレットを配って、いわゆるネットの利用・SNSの利用について啓発しています。その中には携帯ネットについて、めくっていただいた一枚目に『横浜「ケータイ・ネット」五か条』というのがあります。先ほども言ったように一義的には保護者が情報端末を買い与える、貸し与える位置づけで、保護者によるフィルタリングの設定、家庭内でのネットのルールづくり、それから子ども同士のルール作り。保護者の啓発の部分をこの啓発資料で担っています。実はこれを作ったのが平成 25 年度で、26 年からこれを活用してきています。内容が多少古くなってきている部分があります。例えば携帯という言葉ですけど、今「携帯」といってもほとんどのお子さんが分かりません。小学生は携帯って何という話なのですね。ほとんどがスマホ、もしくは SNS、後は例えば動画アプリという中で、携帯という言葉自体が多少ずれてきているところがあります。それから、『横浜「ケータイ・ネット」五か条』は、平成 20 年（10 年前）に作られている。どこで作ったかという、「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡協議会というところで集まっていたいて作りました。このいじめ問題対策連絡協議会の前身というわけではないのですが、メンバー的にはこのメンバーに例えば事業者、携帯事業者の代表、ネット関係の有識者が何名か加わっている状況の中でこの提言を作ったという経緯があります。この提言自体は尊重しながら今後も運用していくものですが、ケータイ・ネットという言葉自体がどういうふうな今の保護者や子どもには映るのだろうかとか。この提言についても、中身としてこれで本当にこれからの時代にいいのだろうか

かという部分を少し検討している段階です。それに伴って、事務局としては、このリーフレットについて少し見直しを図っていきたくて考えています。この場でご意見を頂くというよりは、場合によってはその改定作業の中で、この提言を生かしながら少し文言を変えていくなどの改定をする場合に、今年度、臨時の連絡協議会を招集させて頂いて、そこにネットの専門の有識者の方ですとか事業者の方に入っていただいて、この定義を見直す作業を行っていくかもしれないということなので、ご承知おきいただきたいと思います。以上です。

**(宮生会長)**

リーフレットの改定にあたってという提案の中で、なにかご質問等ございますか。今年度第1回協議会の時にも情報提供させて頂いたところなのですが、小学校の実態としてかなり変わってきていますのでちょっとだけお伝えしたいと思います。保護者が子どもの乳幼児期からスマホを使わせるような状況が5年ぐらい前からあります。その子達が小学校低学年ぐらいになっています。先日、6年生向けにSNSの事業者が授業をしましたが、その時の他学年の子どもとのやりとりから、その授業はもっと早い時期にすべきなのかなと思いはじめました。また、一番まずいと思ったのは、保護者が、子どもが自分で作った動画をアップしたいと言った時に、子どもに貸したことですね。それには学校の友達が一緒に写っていて、後でトラブルになったということがありました。

今、現状では小学校の実態は進んでいるので、改定をされる際に、まず実態をつかんでいただいて調査をしてから内容を作った方が良いかなと思いました。そのぐらいスマホの利用、保護者のモラルというか、携帯などを子どもに使わせる感覚がかなりずれていきますので。小学校の保護者参観でも、事前に言うておかないと、どんどん写真を撮ってしまう状況になっています。止めてくださいと言うと逆に言われてしまいます。中学校はいかがですか。学校に持ってくることは、禁止にしていますけれども。でも家に帰ったら完全にもう自由ですよ。

**(鈴木委員代理：末岡氏)**

そうですね。所持率を正確に調査したわけではないのでなんとも言えないですが、大部分の生徒が持っているといえます。通信アプリを使って繋がっているというのは分かりますし、そこでトラブルが多く発生しています。ここでは直接関係ない話題で申し訳ないのですが、トラブルが発生することがたくさんあり、トラブルに巻き込まれるという事を子どもたちが経験をしたり、見聞きすることが多くなったということがあると思います。また防止の為の取組があったり、あと、トラブル防止の為のサポートをしてくださる携帯関連会社があったり、携帯やスマホの使い方教室を開いてくださったりで。子どもたちも随分そういった面からは意識はしてきているかなと思いますし、そういうところを教育というか、学習で随分収まってきたら、少し感じています。それは小学校の低学年からの与えがあるのかもしれない、自己防衛が出来ているところがあるのかもしれないというのは少し感じたところです。ついでで申し訳ないのですが、リーフレットを見ながら、これがいじめにつながるという事が本当にあるんだなと思った次第ですが、先ほどの問題行動等調査の中のいじめの対応の中にあつた、誹謗中傷がSNS上で行われるのか、実際は学校の中とか、友だちと遊んでいる中で行われるのか。その線引きがなかなか難しく。そういった点で、このスマホの扱いというのは本当に難しい。簡単に言うと、スマホでのトラブルが本当にいじめなのかなという部分もあり、本当に難しい問題だと感じました。

**(宮生会長)**

高等学校ではトラブルというのは報告されるのでしょうか。ほぼ全員持っているのではないかと思います。

**(長田委員)**

今は、高校は授業に活用するようにしています。持っていない子もいますから、そういう子にも積極的に活用しようという動きです。当然それに通信料がかかるので、そんなところ

も整理していかなければいけないのですけれど。東京都などはそういう学校を50校指定して支援していますが、本校も本年度、校内で通信できる環境を整備しようと思っています。今、インターネットの作りこみも非常に高度になっていますから、1度に1人しか見られないとか、鍵がつくとか。高校の場合は、ネットですとか、友人関係の持続というのが難しいです。この辺りが悩ましいところでしょうか。その他、直接ではないが、部活動でのこと等生徒一人ひとりによって対応が違いますし、学校としては、いろんな対応を教職員で研修しながら、どんな事例があるかというものを課題にしてやっています。

**(宮生会長)**

高校生になると先生への相談は少ないのでしょうか。

**(長田委員)**

そうですね、多いのは本人からというのがありますが、保護者からも結構多いですね。担任には話したがないですし、むしろ最初は別の先生、スクールカウンセラーだったりして、担任の先生には言わない、というのが結構多いです。

**(宮生会長)**

いろいろな実態が見えてきたと思いますけれども。残り時間も少なくなってきたので、せっかいですから、今までのところが本日の協議の主な内容だったと思いますのでこれまでのご感想などあれば、一言ずつ。

**(前原委員)**

我々は人権相談として子どもさんたちからの相談を受けています。SOSミニレター、子どもの人権110番(フリーダイヤル)。いじめの問題もそうなんですけど、特に最後にお話のあった、インターネット上の問題が、実際にトラブルになっていて、子どもさんとか親御さんからの電話がかかってくる。人権擁護機関としては、相談のあった事例が、誹謗中傷とかプライバシーを侵害しているとかの違法性があるという判断が出来た場合には、プロバイダの方に削除要請を行います。ただ、それについては、全く強制力がないので、その相手方が削除してくれるかどうか分からないのですけれども。徐々に法務局に相談があって削除要請をしてくれるという話が広がりつつあります。他にはメールでの人権相談もあったり、子どもさんが直に電話でSNSでこういうトラブルにあってという話もありますし、すぐにこちらで削除要請できませんので、多少時間がかかるが、ツイッターのルール違反で通報する方法とかを具体的にお示ししたりしています。いわゆるSNS上のなりすましの相談というのも何件かあって、明らかに本人じゃない書き込みでいかにも炎上させるような書き込みがありました。中学生のお子さんからの相談で、自分は誰々で学校からクラスから友達から、他のところで使っていた写真も載せられました、という相談がありました。それは運よく保護者や友達のお母さんからの相談があり、中学生がこんな状態にさらされて、となり、幸いすぐに削除されましたが、こういう相談も入って来ているので、結構深刻だと思います。

**(宮生会長)**

前にもまして相談も増えて来ているということですね。その辺は警察の方は、そういうのも含めてどんな相談があるのでしょうか。

**(樋渡委員)**

警察では、いじめの相談の数としては、統計的な数としては、全体からしてわずかです。件数は少ないのですが、いじめの相談を受けた場合は丁寧な対応を心掛けています。いのちにつながる問題なので、相談者の了解を受け、学校に連絡を取らせていただき、出来れば学校に訪問して確認させていただいて、警察として児童通告するような形で取り組んでいます。実際に被害にあった、被害届を出したいと言われれば、そこは警察としてはいったん受けざるを得ません。その上で実態を把握・調査をして事件にしていきます。事件にならないものも多いので、支援していきます。相手側からやったと訴えられている側に対して、そちらの気持ちもわかるが警察側からも相手の気持ちも考えるという橋渡し、丁寧な対応をしていま



す。ネット絡みのいじめに関しての相談というのは、どちらかというと福祉犯的なものが警察としては多いかなと思います。

(宮生会長)

やはり実際に人権侵害をされていて、ネット上での犯罪行為であるという場合には、動きを丁寧に早くしている。薫科委員はいかがでしょう。

(薫科委員)

私は今日の話で、不登校はいじめの問題があるかなと思っていたのですが、それ以上に友人関係とかそういう課題があることが分かった。最近の高校生は大変だなと感じました。あと今の環境というか、社会環境のいろいろな問題を様々な面で考え、いじめの問題に関わっていかねばいけないのかなと感じました。

(宮生会長)

ありがとうございます。渡辺委員は。

(渡辺委員)

私は、次の参考資料のところで説明させて頂きたいと思います。

(宮生会長)

はい、そうですか。では、平間委員。

(岩間委員)

保護者の親の会というのをやっているのですけれども、数字を見るといじめの解消という言葉が出ますが、いじめが原因で不登校になっているのですけれども、保護者にとってみると、いじめを受けたところで止まっている状況なので、是非いじめを防止すると共に、いじめを受けた側のケアという部分をどこかで検討していただきたいと思いました。もう一つはネットなんですけれども、自分も現場で子供とかかわっていると、小4くらいからスマホを持ち出す、というのが実感としてあります。その子が、やはり動画を見ていて、すごく印象的だったのが、ネットで称賛される心地よさが何物にも変えられないというような話をしていました。ひょっとしたら褒められるのがうれしいのだろうと思うのですけれども、その子はネットで称賛されることが嬉しいからいろいろな動画を投稿したり、見たりとかしているというのが、ケースの中で印象に残ったことです。

(宮生会長)

フォロワーということですね。小学生でもネットは何万人ということもありますからね。いじめについては、心のケアをというところも、小学校長会でも話題になってのですが、やっぱり被害者にしっかりと寄り添って聴き取りをしていかないと、その最初の段階で、上手く聞かないと本当に何を謝って欲しかったのか分からなくなって、ただ被害者に謝って、何を謝ったのか分からないという。聞き取りの段階からケアが始まっているのかなとみなさんのお話を聞いていると思います。

(菅原委員代理：畑岡氏)

児童相談所では、先ほどの警察の話と重なる部分も大きいかなと思うのですが、いじめの問題に関しては、相談は多いということはないです。やはり学校で人間関係が上手くいかないで不登校になるとかそういう様な相談が寄せられて、相談にのることがあります。児童相談所は個別の相談というスタンスなので、学校の中で人間関係がどうなっているのかというのが、当人の話でしか分からないので、どういう立ち位置に置かれているか分からないということがあるので、そのあたりも聞き取らせて頂き、そういう中でどういう立場に置かれているのか丁寧に聴きして、一緒に解決方法を探っていくという。心のケアという部分では専門職として、心理士、医師がいるという事もあるので、そういったところで子どもの話を丁寧に聞いたりという対応をしたりする。中には本当にメンタル不調になるお子さんもいるので、場合によっては、精神科の領域の病院につながぐこともあります。後半ネットの話が出てきましたけれども、我々児童相談所でも、この問題は非常に大きくて、自分から相談

に来るお子さんもいますけれども、ネット絡みのトラブルが非常に増えています。中でも性加害・被害。性的な被害にあったという事ですが、本当にSNSとかで簡単に他人に繋がれてしまうので、家出したりとか、年上の人から性的な関係を持ったりということで、本当に様々な事があって。ネットが絡んでいますし、いじめという観点で言えば、いろんな動画を撮って友人や外部にアップしたりするという事。そういうケースも増えていて、相談を受ける側も知識を取り入れる必要がありますが、本当に複雑で追いつくのが大変だなというのが、現場の実感としてあります。

**(古橋委員)**

区役所ではいじめの問題について、市民や区民から相談という事はあまりありません。今、児童相談所からお話があったように、個別のケースの場合は、相談は児童相談所になりますし、児童相談所に話があればそこからは学校へとつながっていくことで。実際に、学校支援・地域連携課の方も、いじめに関しては、担当としては、意識啓発が主だという風に考えています。地域と学校をつなげる役割が区役所のやるべきところなのだと思います。このため、様々な機会を通して、学校の中でのいじめに対して、区役所が地域の中に上手く伝えていくというのが、区役所の方向性なのかなと思っています。先ほどいじめの記事が出た時に区役所への問い合わせはありませんでした。個人的に思うのは、いじめに対する認識のところは変わりましたよね。いじめられたと認識した段階で、いじめだと。ここのところについては、正直なところ、区民のみなさんや一般のみなさんの感覚がまだそういうところまで至っていないですね。いじめの定義というのを正しく理解しているのは少数だろうなという気がします。ですので、そういう事についても、やはり地域のみなさんにお伝えしていくという事をやるべきではないかなと思います。

**(宮谷委員代理：今多氏)**

青少年健全育成事業にご協力いただいている青少年指導員の中には、学校でどのようないじめが起こり、どのような理由で不登校になっているのか分からないため、地域で支えたいと思っても、どのように関わればよいか分からず苦勞されている方が多くいらっしゃると聞いています。今後は、今回の記者発表資料などを共有して、周知していきたいと思います。

また、青少年育成課は、若者サポートステーションと連携して困難を抱える若者の就労支援に取り組んでいます。サポートステーションの利用者の中には、中学・高校で不登校になりそのまま10年、20年とひきこもり状態にあったという方もいらっしゃいます。こうした事例などから、早期発見・早期支援が重要であると考え、現在、サポートステーションのスタッフが高校等に出張して相談・支援を行っていますが、より高校等との連携が進むように、サポートステーション事業者と一緒に取り組んでいきたいと思っています。

**(佐藤委員代理：大濱氏)**

地域との関わりが深いセクションですので、地域の方々の見守りを、様々な団体の皆さんがしているので、こういったいじめ防止市民フォーラムなど、学業地連などで、取組を地域ごとで参考にしていただくには非常に良い機会です。こういったイベント等の情報を積極的に地域の方へ流して頂くということが非常に大切だなと思いますので。そういったフォーラムもなるべく広く周知していただく中で地域の視点というのを入れていただいて、広範囲になりますけれどもその中で広がっていけると非常に良いものになっていくと思いますので、よろしくお願ひします。

**(宮生会長)**

いじめの問題もそうですが、ネットの問題等いろいろ出た課題等についても共有できたと思いますので、今後のいじめ防止対策等に役立てて頂きたいと思っています。それでは最後にその他に進みたいと思います。横浜市子ども連絡協議会より資料の説明をお願いします。

**(渡辺委員)**

お手元に参考と印刷されたホチキスで止めてある資料が二部あると思います。一つは、岐

阜県可児市の人権啓発センターで出されたいじめに対してのリーフレットです。もう一つが、イギリスのノースリンカンシャー州で出しているいじめの対策のためのリーフレットです。これを選んだ理由は、たまたまネットで調べたらこの二つが出てきたので、ご紹介したいと思っています。特に、一番優れたのは可児市の資料で、世界中で一番優れていると思うから、というわけではありません。内容について少し補足しますが、いずれにしましても、いじめに対しての認識、それからいじめについての着眼点、それから、いじめの解決のための組織的取組という事がきちっと謳われています。そういった意味で、横浜市でも、スマホリーフレットを改定する余地があるということをしき伺いましたので、そういった時にこの参考資料を活用いただければありがたいと思います。基本的な内容は両方ともあまり変わりませんので、ちょっと恐縮ですが、このイギリスの方の資料については、前半はそのままの資料で後半は私の訳したものです。訳した方をご覧ください、これで内容をご紹介したいと思います。

#### 【資料説明】

##### （宮生会長）

ありがとうございます。可児市は、とても見やすい解りやすい内容です。イギリスの取組は、驚きのある内容もありました。ご示唆いただけたと思います。事務局から何かご意見がありましたら、お願いいたします。

##### （事務局）

ありがとうございます。事務局としても参考にさせて頂き、啓発に関して、これから参考にさせて頂きたいと思っています。横浜市としては可児市のようないじめに特化した児童・生徒・保護者向けの資料というのは現在作成していません。いじめに特化しているものはないのですが、例えば「誰でも安心して豊かに生活していける学校を目指して」ということで、子どもたちには「見つめ、気づき、変わる」という冊子を使って、学校の中で人権的な部分に関して指導を行っています。その中でいじめとはという事が出てきたりとかで対応したり、今回の12月のいじめ防止啓発月間の中でも、いじめ対策一斉キャンペーンというものも各学校で行っています。その取組の中に、アンケートを取るものがあります。そのアンケート項目は、実は先ほどのいじめの暴力調査の中でいじめの対応というのが3ページにあったと思うのですが、その対応の一項目ごとをそのアンケートの中に入れて、例えばこういった事はありましたか、ひやかしかからかい、嫌なことを言われるとか、すべてこの項目に沿った聞き方をしています。それがそもそもいじめに当たるものなのですよという事を啓発しながらアンケート調査をしていきます。当然アンケート調査をしていくにしても、学級の中でいじめについても担任から話をしながら、そういったアンケートを年に1回は必ず無記名でこの調査を行っています。教育委員会の主導で行っていますけれども、各学校においては一回ではなくて、長期休みの前とか、自分の振り返りを行う時期にそういった生活アンケートと共に、いじめアンケートなどもやって頂いている学校は多くあります。

##### （宮生会長）

ありがとうございます。事務局で参考にさせて頂ければと思います。ほかに何かございますか。こうやって具体的な資料をいただいたことで非常に参考になったのかなと思います。実は、小学校、中学校もそうかと思うのですが、いじめの指導をするときに、いじめる側がそれをいじめと認識してないケースが多く、絵を描いて説明することがあります。外で見ていた子が関わっているというのが意外と分かっていなくて、この2ページ目の側で笑っているのが、時間がかかってやっぱりいじめだったんだということが分かって。そういったところは分かりやすいものが今後あると我々も助かるかなと思いますのでぜひよろしく願います。他になければ事務局よりフォーラムのテーマについて。

##### （事務局）

	<p>先ほど会長からの質問で「自分ごと」という言葉についてお話がありました。実は、先ほどお話したとおり、広報よこはまの原稿ではすでに仕上がって配布直前というような状況になっているということが分かりました。そうするとテーマを変えてということはなかなか難しい状況になっています。第1回の協議会でこのテーマについてはご了承いただいたものとして進んでいた関係もありまして今回このような形になってしまいましたが、今年度はこのテーマで開催させて頂ければというふうに提案させて頂きたく、最後の提案としました。</p> <p><b>(渡辺委員)</b> 当然その言葉は「ひとごと」に対しての自分ごとという意味では、意味がはっきり分かりますから、良いのではないかと思います。大丈夫だと思います。</p> <p><b>(宮生会長)</b> あえて使われている言葉としてということですね。第一回の協議会としてもこれで了承して頂いているので、よろしく願います。では、事務局より31年度の予定につきまして。</p> <p><b>(事務局)</b> <b>【資料4説明】</b> 来年度のフォーラムは12/7(土)予定。</p> <p><b>(宮生会長)</b> では、ご質問などありますでしょうか。よろしいですか。それでは、事務局に進行をお返しします。</p> <p><b>(4) 事務連絡</b> ・いじめ防止市民フォーラムへの協力依頼</p> <p>〈閉会〉</p>
(資料)	<p>平成30年度横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第</p> <p>(資料1) 平成30年度「横浜市いじめ防止啓発月間(12月)」取組実施要項</p> <p>(資料2) 記者発表資料『平成29年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果』 (小中学校)</p> <p>(資料3) 保護者向けリーフレット『子供の「心」を育てこそ安心・安全な スマホ・ケータイ!』</p> <p>(資料4) 平成31年度いじめ問題対策連絡協議会関係 年間予定</p>